

# 九州アンサンブルコンテスト実施規定

## 第1章 総 則

- 第1条 九州アンサンブルコンテストは、九州吹奏楽連盟・九州小学校吹奏楽連盟・九州中学校吹奏楽連盟・九州高等学校吹奏楽連盟・九州大学吹奏楽連盟・九州一般吹奏楽連盟、および朝日新聞社の主催で実施する。
- 第2条 九州アンサンブルコンテストは、全日本吹奏楽連盟主催、全日本アンサンブルコンテスト予選を兼ねる。
- 第3条 九州アンサンブルコンテストは、九州吹奏楽連盟所属各県アンサンブルコンテストにおいて代表として推薦されたチームが参加する。
- 第4条 第3条における九州吹奏楽連盟所属支部は次の通りとする。
- |       |       |      |      |      |
|-------|-------|------|------|------|
| 北九州支部 | 筑豊支部  | 福岡支部 | 佐賀支部 | 長崎支部 |
| 熊本支部  | 鹿児島支部 | 宮崎支部 | 大分支部 | 沖縄支部 |
- 第5条 第3条における推薦団体数は、別に定める推薦に関する細則に従い、前年度末までの理事会で決定する。
- 第6条 九州アンサンブルコンテストの実施期日・会場および主管支部は、前年度末までの理事会で決定する。

## 第2章 実施部門および参加人員

- 第7条 実施部門は次の通りとする。
- |         |           |          |
|---------|-----------|----------|
| ① 小学生の部 | ② 中学校の部   | ③ 高等学校の部 |
| ④ 大学の部  | ⑤ 職場・一般の部 |          |
- 第8条 編成は、1チーム3名以上8名以内とし、編成・メンバーは、各県・支部アンサンブルコンテストと同一であることとする。ただし、小学生の部については、3名以上10名以内とする。

## 第3章 参加資格

- 第9条 各実施部門の参加資格者は、九州吹奏楽連盟所属支部において5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。
- ① 小学生の部  
構成メンバーは小学校に在籍している児童とし、その所属する団体（小学校及び地域バンド）が当該支部連盟に加盟していること。また、以下の各号を満たすことを条件に合同バンドでの参加を認める。
- 1 合同はそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない団体同士であること。
  - 2 合同での出場をしなければならない理由があると支部長が認めること。
- ② 中学校の部  
構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)
- ③ 高等学校の部  
構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
- ④ 大学の部  
構成メンバーは同一の大学、および高等専門学校に在籍している学生とする。

#### ⑤ 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第10条 構成メンバーは全部門を通して、各県・支部アンサンブルコンテストより同一チームで出場すること。

第10条の2 小学校、中学校、高等学校、大学に在籍する部員（団員）は、九州アンサンブルコンテスト及び同予選に所属団体以外の部員（団員）として出場できないものとする。途中退部等の場合も当該年度内において同様の扱いとする。但し、所属団体が九州アンサンブルコンテスト及び同予選に出場しなければ、一般の部での出場を認める。

第11条 参加チームの資格に疑義があるときは、その団体を調査し出場停止または入賞を取り消すことができる。

### 第4章 演 奏

第12条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

第12条の2 一つのパートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。（小学生については10パート10人までの演奏を認める。ただし、パートの重複は認めない。）

第12条の3 独立した指揮者をおくことはできない。

第13条 参加チームはフル・スコア（またはパート譜）を提示する。

第14条 参加チームは、任意の1曲を演奏して審査を受けるものとし、組曲も1曲とみなす。演奏者は各県・支部アンサンブルコンテストで用いた曲を演奏する。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第16条 演奏時間は5分以内とする。

第17条 出演順は前年度の理事会において決定する。

### 第5章 審査および表彰

第18条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。

第19条 審査員の数は原則として7名とする。

第20条 審査方法は理事会の定める九州アンサンブルコンテスト審査内規による。

第21条 第8条に規定している演奏人員を超過した場合、あるいは第16条に規定している演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第21条の2 表彰は部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。また、小学生の部に最優秀賞を設ける。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

第22条 全日本アンサンブルコンテストへの各部門推薦数は、全日本アンサンブルコンテスト実施規定により決定する。ただし、小学生の部については、全日本アンサンブルコンテストへの推薦は行わない。

### 第6章 補 則

第23条 本規定は昭和62年 4月1日より実施する。

第24条 〃 昭和63年 4月 1日 〃

第25条 〃 平成 7年 5月 7日 〃

第26条 〃 平成12年 4月30日 〃

第27条	〃	平成17年	4月 1日	〃
第28条	〃	平成20年	2月23日	〃
第29条	〃	平成21年	9月26日	〃
第29条	〃	平成25年	6月15日	〃
第30条	〃	平成26年	6月14日	〃
第31条	〃	平成27年	4月25日	〃
第32条	〃	令和 元年	6月23日	〃

## 《九州アンサンブルコンテストへの推薦に関する細則》

九州アンサンブルコンテスト実施規定第5条により、九州アンサンブルコンテストの推薦に関する細則を次のとおり定める。

第1条 九州アンサンブルコンテスト中学校の部、高等学校の部への推薦団体数を次のとおりとする。

- 1 各部門の出場総数の基礎数を以下のとおりにする。

ア 中学校 35	イ 高等学校 30
----------	-----------

- 2 各県からの推薦数は、前年度の各県アンサンブルコンテスト参加団体数の比例配分で決定する。

$\text{配分数} = \frac{\text{その県のアンサンブルコンテストの参加団体数} \times \text{出場総数の基礎数}}{\text{九州各県アンサンブルコンテストの参加団体総数}}$
--

- 3 第2項により算出された配分数の小数以下を切り捨て、その整数部分を推薦数とする。  
4 各県アンサンブルコンテストからの推薦団体の最低数を中学校・高等学校とも各2とする。  
5 第3・4項より算出された推薦団体の総数が第1項の基礎数に満たない場合は、基礎数に達するまで、配分数の小数以下が最も1に近い県吹奏楽連盟から1団体ずつ追加する。  
6 同一団体からの推薦は1チームとする。

第2条 九州アンサンブルコンテスト小学生・大学の部への推薦団体数を次のとおりとする。

当年度の各県アンサンブルコンテストにおける参加団体数	推薦数
1～4 団体	1
5～10 団体	2
11～16 団体	3
17～22 団体	4
23～28 団体	5

なお、28団体を超える場合は、6団体ごとに1団体追加する。

第3条 九州アンサンブルコンテスト職場・一般の部への推薦団体数を次のとおりとする。

当年度の各県アンサンブルコンテストにおける参加団体数	推薦数
1～7 団体	1
8～14 団体	2
15～21 団体	3
22～28 団体	4
29～35 団体	5

なお、35団体を超える場合は、7団体ごとに1団体追加する。

第4条 九州アンサンブルコンテストへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも、繰り上げ推薦は認めない。なお、辞退した団体は所属支部の支部長を通して、辞退届を九州吹奏楽連盟理事長あてに提出しなければならない。

第5条 推薦された団体の九州吹奏楽連盟事務局への申し込み締切日は前年度末までの理事会で決定する。

第6条 推薦された団体が第5条の申し込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。

第7条 実施規定第8条及び第10条にかかわらず、法定伝染病等により出場者を変更する場合は、危機管理マニュアルに準じて対応する。

## 《九州アンサンブルコンテスト審査内規》

九州アンサンブルコンテスト実施規定第20条により、九州アンサンブルコンテスト審査及び判定に関する内規を次のとおり定める。

第1条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第2条 評価方法は絶対評価とし、技術と表現のそれぞれについて8段階で評価する。

第3条 採点を合計し、総合評価の基とする。ただし、最高・最低点を除く。(上下カット)

第4条 合計点より下記の表に基づいて、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを決定する。また、小学生の部に最優秀賞を設ける。

全部門	
100点～80点	金賞
79点～50点	銀賞
49点～30点	銅賞

第5条 全日本アンサンブルコンテストへの推薦は、採点合計の上位より決定する。なお、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第6条 出場団体に対し、当該部門の評価を、審査員名をふせて責任者に公表する。